静岡市障害者相談支援事業の

実績等について

平成20年 8月 8日 静岡市保健福祉子ども局

目 次

1	静岡市障害者相談支援連絡調整会議について (会議において顕在化してきた課題について)	3
2	就労継続支援事業の更新申請の可否検討について	1 6
3	平成19年度静岡市委託相談支援事業者の実績報告について	2.1

1 静岡市障害者相談支援連絡調整会議について

(1) 設置経緯

静岡市におきましては、障害福祉に係る関係機関の実務担当者により、障害者相談支援についての具体的な困難事例の検討やサービス調整を行う「静岡市障害者相談支援連絡調整会議(連絡調整会議)」を平成19年6月に設置し、「静岡市障害者自立支援協議会(自立支援協議会)」の実質的な下部機関として位置付けたところでございます。

(2) 主な職務

- 関係機関によるネットワーク構築に向けた課題の検討
- ・ 専門的な相談支援等が必要な困難事例の検討、調整 (ケース検討会議の実施)
- ・ 地域の社会資源に関する課題の検討
- ・ 障害者の地域生活支援に関する情報の交換
- 相談支援機能強化事業の活用
- 調整会議の運営
- ・ その他必要な事項

(3)参加機関

今までに以下の機関の実務担当者に構成員として、ご参画いただいております。これ以外の機関につきましても、今後、必要に応じて参画をお願いさせていただきますので、委員の皆様におかれましてもご配慮の程をお願い申し上げます。

- 三障害の各相談支援事業者(10事業者)
- ・ 障害者就業・生活支援センターさつき
- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 障害者団体(身体・知的・精神の各団体)
- 特別支援学校
- ・ 障害福祉サービス事業者
- ・ 公共職業安定所 (ハローワーク)
- 静岡市社会福祉協議会地域福祉課(権利擁護担当課)
- 静岡市行政各課

(障害者福祉課、障害者更生相談所、各福祉事務所(区役所)障害者支援課、 精神保健福祉課)

· 静岡市障害者協会(事務局)

(4) 静岡市障害者相談支援連絡調整会議において検討された事例とその後の経過

○ 平成19年度分(前回の協議会にて報告分)①

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む)	経過
第1回	知的	生活支援	母死亡で独り暮らしになったが、車上狙いをして逮捕された。執行猶	継続支援⇒中断⇒継続支援
6/	30代・男性		予になり、元の生活に戻るが、今後の生活支援(日中生活の場の確保、	H19.11 再犯で逮捕。刑務所へ入
2 6			金銭管理、再犯防止)が不安。	所予想が、釈放され、妹宅から
				通所。再犯の可能性あり。
	精神/統合失調症	生活支援	精神科受診への同行、生活リズムづくりの支援、不安や葛藤に対して	決着
	30代・女性		状況を整理することを通して、精神的に安定させる支援(支援事例)	センターの支援プログラムは卒業し、
				通信のスクーリングを受講中
	精神/統合失調症	就労支援	就労を希望する本人に対して相談支援を行い、障害者委託訓練事業へ	継続支援
	10代・女性		つないだ(支援事例)	委託訓練は無事終了。
				委託先会社で試用期間の勤務
				中(正式採用見込み)
第2回	身体/進行性難病	サービス利用	進行性難病(脊髄小脳変性症)でこの1~2年で悪化した。介護保険	継続支援
7 /	50代・女性	生活支援	を利用してきたが、制度改正で使いにくくなった。障害福祉など他の	相談支援センターへ支援依頼、連携
2 4			サービスを利用したいが、家族の理解が得られないのが問題。	して対応。家族が非協力的。
	知的 (軽度)	放課後支	遊び仲間や両親の影響で問題行動を起こす特別支援学校生(高等部)	継続支援
	10代・男子	援	の、日中活動の場や生活を支援する場が市内にない。	中途退学し、年明けからアルバ
				イトを始めている。
	知的+腎機能障害	生活支援	母親との2人暮らしで、母親がほとんどの介護を担当。本人のADL	継続支援
	30代・男性	家族の理解	が低下により介護量が増加し、支援の必要性増しているも、母親から	サービスの利用はあるが、母親
			の支援の訴えがない。	からの訴えは特にないまま。
	知的	家族の理	父親は仕事が多忙で、母親に精神障害があるため、本児に対する介護	継続支援
	10才未満・男子	解	に欠ける状況にあるので、夏休みに向けてサービスの支給量を増やし	夏休みから児童デイ・ショートを増
			たい。	量支給。父が積極的になり、既存の サービスを利用して生活が落着い
				てきた。母は波があるが、以前に比
				ベ少しよい状態。

○ 平成19年度分(前回の協議会にて報告分)②

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む) 経 過	
第2回	精神/高次脳機能	障害受容	病識のない高次脳機能障害の方(現在入院中)で、日中に家族の介助 継続支援	
7 /	50代・女性	日中活動	が期待できないため、退院後の日中活動先を見つけたい。	退院し、精神障害者作業所へ通
2 4				所している。作業所・家族との
(続き)				調整をはかり、支援中。
第3回	身体/上・下肢体幹	医療行為	来春の高等部卒業を控え、医療行為の必要な卒業生の進路についての	終了
8/	10代・女性		支援がほしい。	H19.8本人死亡により終了。
2 8	身体/頚髄	家族介護	家族介護ができなくなったので、その対応として365日同じヘルパ	継続支援
	50代・男性	事業者	ーを希望するも、事業所が応えられない。	ヘルパーを依頼していた事業所が
				閉鎖、他事業所へ移った。モニタ
				リングを継続し、その都度対応。
	知的/重心(CP)	サーヒ゛ス調	母親の就労を叶えるため、毎日の通所施設での受入が終了後に、過ご	継続支援
	20代・男性	整・家族	す場所がほしい。	母親の意図が不明確。希望サービ
		の就労		ス量は過大となりそうだが。
	知的/	生活支援	知的障害者同士の夫婦の就労支援と、日常的金銭管理を含む生活支援	継続支援
	20代・女性		をしてほしい。	権利擁護事業の利用を勧めて
				いる。
	知的/	自立生活	ヘルパーや権利擁護事業など社会資源を使って、実母(保護主義的)	継続支援(協会扱いケース)
	40代・女性	生活支援	から独立して生活したい (子ども2名とも知的障害あり)。	権利擁護Cと連携中(生活上の
				課題や金銭管理問題など続出)
	知的/	生活支援	「好きな時に好きなものを好きなだけ買いたい」と主張するが、本人	保佐人へ引継ぎ
	20代・女性	本人受容	に限度・節度をどう理解、納得させたらいいか。	主に保佐人で継続支援、他センタ
				-等と連携、協会は間接支援
	知的/発達障害	サービス利用	母親がうつ病になったので、子どもへの支援が必要だが、本人たちは	継続支援
	女児・男児		療育手帳の対象にならないので障害福祉サービスにつながらない。	母病状は服薬により安定。相談
				対応継続。
·		·		** 177 +174 + ** 1.4 /

○ 平成19年度分(前回の協議会にて報告分)③

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む)	経過
第4回	身体+高次脳機能	外出支援	高次脳機能障害の方 (現在自宅でリハビリ中) が、外で活動できる場	継続支援
9/	60代・男性	日中活動	所がほしいが、ない(身体5級/精神1級)	10 月より週 1 回デイサービス
2 5				に通所。言語リハビリが終了す
				る1月からは、週2回通所中。
	身体+高次脳機能	生活リス・ム	交通事故によるけがで入院中だが、退院後に生活リズムを整える場	継続支援(経過観察)
	20代・男性	日中活動	所、集団行動に慣らしていくための支援が見つからない(右片まひ、	一人で留守番が可能になった
			言語障害、構音嚥下障害)。	が、まだ単独で通えない。でき
				るようになったら、通所予定。
	知的/	就労定着	職場でトラブルを起こしてしまい、そのことが家族に相談できずに仲	継続支援
	20代・男性	生活支援	間(友人)の家に入り浸っている。就労や日中過ごす場への支援を探	区分認定実施。現在ヘルパー利用。
			したい。	本人もヘルハー講習を受け、アルバ
				イト、ボランティアを行ってい
				る。
	知的/	生活支援	金銭管理に問題(仕事をしないでゲームなどをして過ごしたり、家か	継続支援
	30代・男性	金銭管理	らお金を持ち出して使ってしまう)がある本人への支援。さらに、母	障害者就労支援センターと連
			親への支援も必要。	携。
	知的+精神	暴力暴言	本人の暴力や暴言がひどく、どう対応したらよいか。家族は一時的で	継続支援
	10代・男性	家族介護	も離れて生活することを望んでいる。本人が弟も母も嫌い、上手くい	本人が父と一緒に自宅から離
			っていない。(母親)	れ別居。本人と母親それぞれの
				安定を図る。暴言は時々ある。
	精神/そううつ病	生活支援	仕事や人間関係でそううつ病になり、休職中。病状の安定、暇つぶし、	継続支援
	40代・男性		職場への復帰、家族(妻)との関係などへの支援がほしい。	その後、復職したがすぐ退職。
				離婚調停。精神病院に入院した
				が退院し、母と一緒に生活中。

○ 平成19年度分(前回の協議会にて報告分) ④

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む)	経過
第5回	身体/	家族の無理	訪問看護を利用したいが、家族内の主導権を握る兄の無理解と、本人	継続支援
10/	50代・男性	解•機関連携	と母親の意思の尊重をどうするか。関係事業所間の連携について(身	兄の了解のもと、週2回訪問介
2 3			体1級、頚髄障害・上下肢機能障害)	護を入れて支援。
	身体/高次脳機能	区分認定	入院中の区分認定調査が適切でなかったことにより、自宅のハード面	継続支援
	50代・女性		の不備及び支給量不足による暮らしにくさを解消するための支援(脳	介護・障害サービスの両面で支援。
			挫傷による左半身まひ)	現在私費でヘルハー利用中。ケース
				会議開催予定。家族との話し合
				いはまだできていない。
	知的/重心	家族の無	50年以上在宅での寝かせきり生活が続き、それが当たり前になって	継続支援
	50代・男性	理解	いる方への福祉サービス(通所、訪問介護、ショートステイの利用)	・施設は来年度より通所回数増
			利用への支援(身体6級/療育A)	を検討中。
				・ケース会議を開催予定
	知的/	生活支援 登校したい気持ちがあるが混雑した乗り物に乗ることができず、ま		継続支援
	10代・男性 学校送迎 た、		た、母親もうつ病があり、送迎などの支援ができない養護学校高等部	本人と父が別居する形で、仲違
			の学生とその家族に対する支援	いしている兄弟の安定をはか
				っている。
	精神/統合失調症	家族の無	本人は就労したい意思を持ち授産所への通所を希望するも、父親が反	継続支援
	20代・男性	理解	対しているため迷っている(就労について支援や環境づくり、家族と	(来所ほとんどなく、たまに電
			の関係について課題)	話相談あるのみ)
	精神/うつ病	生活支援	母親が認知症で施設入所したので、独り暮らしになった子への就労支	決着(GH入所)
	40代・男性		援(現状は作業所への通所)。さらに経済的安定、金銭管理に対する	12 月にGH入所調整し、2月
			支援。	の入所が決定
第6回	身体+精神/	家族無理解·	65歳以降、高齢者福祉サービスへ利用が移るが、「要支援」になり	継続支援(地域包括に移行予定)
11/	60代・男性	機對重隽	そうでサービスが利用できるか不安。うつ症状もあり、生きがいや生	H20 年度の機能訓練の継続は
2 7			活の目標設定が難しい。(身体2級)	なし。

○ 平成19年度分(前回の協議会にて報告分)⑤

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む)	経過
第6回	身体/高次脳機能	日中活動	退院後、家族が日中いないので、どこかに日中活動の場を探したい。	継続支援
11/	50代・女性	の場	本人は病識がなく、困っていないが、周りが困っている(食への欲求、	食欲は本能に勝てないので、環
2 7			仲間とのトラブル)。(原因:交通事故)	境を整備し、食欲を抑えるよう
(続き)				工夫。作業所の仲間に本人の障
				害の理解を深めるよう依頼。
	身体/難病	家族無理解	夫の無理解でヘルパー利用が制限され自己負担額を負担してくれな	継続支援<継続採り上げ>
	50代・女性	制度の隙間	い。要介護2だったが、介護保険サービスが制度改正により、「家族	障害区分は3に決定したが、^
			と同居」のため停止、障害福祉サービスを申請中。	ハパーは使えない。S型デイや相
				談支援により生活は少し安定。
				家族の理解はまだ得られない。
	身体+知的/	卒業後の	養護学校卒業生が進路として、重心通園を希望して相談を受けたが、	継続支援
	10代・複数	通所の場	施設の定員が一杯になり、利用日数の制限などの可能性がある。利用	来年度以降、関係施設同士で連
			調整の場(機関)が必要。	絡調整を行うよう準備。
	知的/てんかん	保護者の	離婚、不法滞在、親権者不明状態で家庭崩壊している場合、退院後の	継続支援
	幼児・男性	不在	児童の保護、生活の世話などについての責任と対応(複数の行政、施	法的措置の動きがある。社会資
			設、コーディネーターで対応中)	源には少しずつつないでいる。
	知的/療育B	本人の自立	障害児施設でほとんど生育した本人が実家に帰った。家計に入れる生	継続支援
	10代・女性	家族の搾取	活費が月額5万円と多いので、本人は権利擁護事業を使って独立した	事業の利用に向けて、母と協議
			い。逆に家族は家計の支援を望む。	中。
	身体+精神	金銭管理	父親と二人暮らし。生活全般を依存していた父親の判断能力が低下	継続支援
	40代・男性		(要支援2)。本人が金銭管理を依頼、「事業」の利用申請へ。不動産	相談支援センターと連携。
			で騙される等トラブル多いため。	
	知的/療育B	金銭管理	両親が本人の金銭管理をするも、両親自身が権利擁護事業の利用者に	継続支援
	20代・女性		なり、自分で行っていた。本人から金銭管理の相談があり、「事業」	相談支援センターと連携。
			の利用申請へ(クリーニング店勤務)。	

○ 平成19年度分(今回新規報告分)①

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む)	経過
第7回	発達障害	発達障害	母親は保育園での対応について不満をもち、本児に適した環境設定等、	障害児指定園へ転園。相談支援
12/	10歳未満・男児		サポートしてほしい。一方、保育園からは母親や本児に対する不満が	センターと指定園と連携して支援
2 5			あるなど、関係が良くない。	中。
	知的障害(B)	本人の就労	本人は就職または作業所などに行きたいが、行ける場所がない。毎日	2ヶ所の事業所を見学。うち1
	30代・男性	意欲と現実	することがなく、ぶらぶらしていると悪いことをしてしまいそうとい	ヶ所で働きたい希望あり。母も
			う訴え。福祉サービスの利用にどう結びつけるか。また、不安定な精神状	一応了解したので、申請予定。
			態の母親をどうサポートするか。	
	精神/高次脳機能	日中活動	ADLに大きな支障がない本人の障害の程度では、入所できる療護施	①精神障害者保健福祉手帳を取得
	40代・男性		設がない。生活能力に関してはできないことが多く、親は自分たちが	②施設入所(介護保険も含む)にこ
			亡き後の本人の生活に対して不安がある。	だわるため、継続となっている。
	精神/統合失調症	多問題家	精神科の受診を中断した統合失調症の患者さんの受診援助と、退院後	H20.3 に退院し、その後デイ
	50代・男性	族	の生活支援について。高齢の母と知的障害ありの弟の3人暮らし。近	ケアに通っている。
			隣住民との関係改善などの環境整備や、どこで、誰とどのように暮ら	
			すかの決定とそのために必要な援助。	
	発達障害 就学支援		ADHDの本人に適した進路先(高校)がない。IQが高く特別支援	H20.4月より県内の職業訓練
	10代・男子 介護に欠		学校は受け入れ不可。療育手帳がないため、訓練校なら受け入れ可だ	校へ入校。就職は困難な様子。
		く状況が学費が実費となるなど、進路が極端に狭い。母親の亡き後、祖父か		
			保護者となったが、介護に欠く状況か。	
第8回	身体+知的	重症児の	父親のDVから逃げるために、母子2人で実家経営のアパートに移っ	居宅サービス等を利用し、継続
1/	20代・男性	母子家庭	たが、母親がうつ病になり、本人と離れる時間を増やして休みたい。	支援中。母へのヘルパーを申請
2 2	(母:精神)		短期入所の日数の増加、平日の通所前後のサポート、母親の精神面の	中。
			サポートをどのようにするか。	
	知的	父子家庭	高齢の父親と知的障害者の娘(本人)が2人で暮らしているが、授産	母親が1月に急逝。本人はショ
	30代・女性	通所の送迎	所への送り迎えをしてほしい。父親の体調が悪化した時の支援が必要	ックを引きずり、通所先を休
			であり、継続的な見守りを行う必要があるが、サービス利用を拒否し	み、父親の介護に依存。
			ているため介入が難しい。	

○ 平成19年度分(今回新規報告分)②

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む)	経過
第8回	知的	母親から	本人は福祉関係の仕事に就きたい。母親との生活でストレスがたまる。	関わっている相談支援センターを
1/	30代・男性	の独立	一方、母親は本人には定職に就いて安定した生活を送り、親の金を当	中心に、本人・母・事業所・他
2 2		就労支援	てにしないでほしいと、それぞれが考えている。母親の障害受容と、	の相談支援センターでケース会議
(続き)			本人の母親からの自立を促す必要あり。	を予定。
	精神/うつ病	キ゛ャンフ゛ル	ギャンブル等の依存にどう対応すればよいか。本人が病気や障害を受	H19.12~H20.1まで入院。一
	40代・男性	依存	容すること、依存に対する対応(当事者の会の紹介など)、母親との共	度退院するが、H20.7より再入
			依存関係への対応。本人の意思で契約して金銭管理の援助を受ける必	院。
			要あり。	
第9回	身体+知的	多問題家	母子家庭で借金があるため母親が働くので、医療的ケアのある障害児	今年5月に県外の施設に入所。
2/	10代・男子	族	を入所させたい。経済的問題の解決と負担軽減の方策、近所の祖父母	祖父母への支援はまだない。
2 6			への支援(かかりつけ医や地域包括との連携)を進め、在宅生活を続	
			けるための支援を考えたいが、拒否的。	
	知的	引きこもり	特異な障害(パニックや破壊行為など)をもつ特別支援学校高3女子	本人の弟について、第 12 回に
	10代・女子	への支援	が学校に来ない(引きこもり)。在宅で日中もテレビなどで過ごすため、	好事例として報告。就労移行・
	【5月~継続】		生活ついての支援を模索。卒業後の日中過ごす場所の確保、準備を進	移動事業所との連携の下、休ま
			めている。	ず通所している。
	精神/統合失調症	就労先へ	オープン就労で就職して9ヶ月になる。本人に勤労意欲があり、遅刻	就労先を含め全ての関係機関
	30代・男性	の支援	や欠勤をしないが、仕事(清掃)の手順を覚えられず、上司が逆にス	でケース会議を実施。障害理解
			トレスを感じている。その事を本人は認識している様子だが、支援事	を優先し、本人への指導は長期
			業所としての支援のあり方を考えている。	的にみていく。
第10回	身体/CP	家族から	父親との関係が言葉の暴力、信仰の強制などで悪化しており、本人は	①トライアル雇用後、パート採
3/	20代・女性	の独立	早期に自宅を出て自立した生活を送りたい。両親への想いの確認、自	用となった。
2 5			立生活に必要なことを確認。具体的な生活を体験するなどの準備、就	②福祉ホームに1ヶ月入所す
			労の意味や必要性の理解への支援。	るが、なじめず実家に戻った。

○ 平成19年度分(今回新規報告分)③

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む) 経 過	
第 10 回	知的	県外から	県外在住だが、身内(妹、弟)がいて慣れ親しんでいる静岡市で独り スーパーへ就職し、給料と年	
3/	50代・女性	の移住	暮らしをしたい。妹はよき理解者だがその夫は拒否的なので、話し合	とでアパートでの一人暮らし
2 5			いができない状態(身元引受人になれない)。本人はグループホーム、生活をしている。充実した毎日を過	
(続き)			寮でも良いので、住む場所を探したい。 ごしている	
	精神+高次脳機能	サーヒ゛ス資	摂食障害から精神障害があり、交通事故で頭部外傷後遺症がある。日 現在、精神科病院へ入院中	
	20代・女性	源の開発	中通える場がないので、活動のプログラムがある所への通所を希望。	
			デイケアを利用中だが、日に何度か倒れることがあり、その職員は対	
			応が難しいと言っている。	

○ 平成20年度分①

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む)	経過
第11回	身体/肢体・体幹	家族の無理	入院している最重度身体障害の息子(吸引が必要)を自宅で介護した	本人は現在も入院中。母親は仕事を
4 /	20代・男性	解、山間地	いが、他の家族との間に考えの開きがあり、理解が得られず、協力も	辞め居宅介護を望んでいるが、経済
2 2			難しい。加えて自宅が山間地であるため、ヘルパーの派遣が困難。	的理由から辞められない。交通事故
				の当事者を相手に裁判を起こす予
				定。事故の問題が解決しないと居宅
				生活に進みにくい。
	知的	軽度の知的	妹の障害基礎年金だけの収入で生活している知的障害のある兄妹(両	妹のヘルパー利用は継続。同居
	40代・男性	障害者世帯	人とも療育 B) への支援。これまで地域包括支援センターが関わって	している兄の知人の給料と妹
	30代・女性		きたが、現実として対応困難で、制度上も支援に限界。今後、妹の日	の年金で生活できると言うが、
			中活動やヘルパー利用など障害側の支援センターの支援が必要。	確実ではない。
	知的+精神	独り暮ら	本人(適応障害)は、一人暮らしを維持したいと考えている。本人に	継続支援。週3回程度来所。電話を
	40代・男性	し支援	は日常生活技術の習得(調理や金銭管理など)が必要で、生活全般の	使い、自分の安定を図っている。
			現状を把握することや危機意識にかける部分がある。ケース会議を行	権利擁護事業と契約。週1回支援員
			い、「権利擁護」事業の利用などが検討された。	が訪問し、生活費を受取る。
第 12 回	発達障害	日中活動	2月の事例の経過報告。9月から半年間、家から出られなかった状態	H20.8 就労移行支援事業所にて
5 /	10代・女子	の場	にある本人を就労移行支援事業所に通えるよう工夫し、木目の細かい	ケース会議を予定。通所を中心
2 7	【2月から継続】		支援を行った。現在はほぼ毎日通所できているが、関係者によるケー	に本人のニーズに即した支援
			ス会議の開催や個別の支援を丁寧に実施。	を考えていく。
	精神/統合失調症	日中活動	長期入院の退院後の社会性・生活観のリハビリについて。病識なく、	服薬拒否。受診の度デポ剤投与
	40代・女性	の場	怠薬あり、派手な服装。家族と同居。本人は居場所がほしいと願って	するも効果なし。陽性症状活発
			いるが、長期の療養でマヒしてしまった社会性や生活観を取り戻すの	になり、入院。
			に、かなりの時間と支援が必要。	
	知的/自閉症	母子家庭	障害児をもつ多問題家族の第二児出産前中後の本児への対応につい	
	10代未満・女児	多問題家	て。母子家庭で母親は精神的に不安定な状態でメンタル面での支援が	
		族	必要。また、経済面での不安の解消、第1子への支援(通園の継続、	
			障害の受容)など課題が多く対応難。	

○ 平成20年度分②

会議	事例の属性	分類	困難事例の主訴・課題または主な支援内容(支援事例を含む)	経過
第 13 回	知的+精神	金銭管理	自立に向けたお金の使い方について。就職を希望し、職業訓練校に通	
6 /	40代・女性	親子関係	うも中断。支援センターが金銭管理の支援をするが、不足すると家で	
2 4			暴れて親からお金をもらってしまう。自立に向けたお金の使い方につ	
			いて理解できるようにする支援が難しい。	
	身体/神経難病	難病患者	難病患者が家族介護で生活していたがが、主たる介護者である夫に大	
	60代・女性	の支援	腸ガンが見つかり、娘2人が介護をしている。在宅での生活支援の役	
		医療的ケ	割を分担したが、介護者の負担を軽減するため、短期入所先を確保し	
		ア	たい。医療的ケア(吸引など)があり、利用のネックになっている。	
	身体+知的	施設入所	医療的ケアが必要な子どもの主な介護者の母親が急死。母方の祖母が	
	10代・女子	関係機関の	引き取り在宅介護の希望あるも、当面は市内の施設に入所し、週末帰	
		支援方針	宅させたい。支援方針について関係機関の共通認識ができないこと、	
			措置にならないこと、教育を受ける権利の保障などが課題。	

静岡市障害者協会

〇 (参考) 平成19年度静岡市障害者自立支援協議会において検討された事例

回次	担当	障害種別	主 訴(主な課題と方向)
第1回	身体	身体・知的	高齢の母の入院で、重症障害者とほかの家族への生活支援
5 /	困難事例	50代 女性	(残された家族に危機感がない、親戚に調整を依頼)
2 5	身体	身体/下肢	今春、通信高校卒業後、就労したい。自宅から出て一人で暮らしたい。
	典型事例	20代 女性	(生保世帯の限界、就労移行支援事業所へ)
	知的(協会)	知的	窃盗で捕まったがすぐ出てくる(執行猶予)が、実質単身のため公的
	困難事例	30 代 男性	な生活支援が必要(程度区分、妹夫婦の支援)
	知的(協会)	知的	母親が精神疾患で入院、障害児は施設入所の予定だが、本人にとって
	困難事例	10 代 男児	は教育や生活の環境が変わる(現状は困難)
	精神	精神・知的	適応障害(心因反応)で知的障害。金銭管理ができず、整理整頓や片
	典型事例	40代	付けが苦手で、攻撃的。(地道な生活支援)
第2回	身体	高次脳機能	退院後、家族が日中不在なので、日中活動の場を探したい。本人には
3/		50代 女性	病識なく支援が難しい (日中活動の場がない)
1 4	身体	身体/難病	夫の無理解でヘルパーの利用ができず困る。介護保険で要介護2だ
		50代 女性	が、家族同居のため利用できず。(同居の意思)
	知的(協会)	発達障害	中3(ADHD)の進路先がない。障害系施設にはIQが高すぎ、一般
		10 代 男子	就労などは無理(職業訓練校へ、1年で卒業)

(5) 静岡市障害者相談支援連絡調整会議における事例検討を通じて顕在化した課題

①連絡調整会議において検討された事例

<平成19年度>

回次	月・件数	身体障害	知的障害	精神障害	その他
1	6月		生活支援	生活支援	
	3件			就労支援	
2	7月	日中活動☆			難病:生活支援
					知的:放課後支援
					知的:生活支援
	5件				知的:家族の無理解
3	8月	医療行為	家族の就労		知的:生活支援
		家族介護	生活支援		知的:生活支援
	7件		生活支援		
			発達障害★		
4	9月	日中活動☆	日中活動☆	生活支援	
		就労定着	暴力暴言(+精神)		
	6件	金銭管理			
5	10月	家族の無理解	家族の無理解	家族の無理解	
	6件	区分認定☆	生活支援	生活支援	
6	11月	家族の無理解 (+精神)	卒後の通所の場		知的:金銭管理
		日中活動☆	保護者の不在		知的:金銭管理
	8件	家族の無理解	家族の無理解		
7	12月	親亡き後本人の心	障害児保育★	退院後の生活支援	発達障害:
	5件	配☆	日中活動の場		中3(ADHD)進路★
8	1月	親の福祉拒否	母親のうつ病	ギャンブル依存	
	4件		母子の依存関係	(事例 3)	
9	2月	パニックと引きこも	母就労で子入所	就労受入先の課題	
	3件	り★			
1 0	3月	父からの独立	県外からの移住	日中活動の場☆	
	3件				

<平成20年度>

回次	月・件数	身体障害	知的障害	精神障害	その他
1 1	4月	山間地での退院後	山間地の兄妹	独り暮らし希望	
	3件		(事例 2)		
1 2	5月	2月のケースが改善	障害児の母、出産	退院後の生活観	
	3件				
1 3	6月	難病患者への支援	母急死の重症児	自立への金銭管理	
	3 件		(事例 1)		

★は発達障害、☆は高次脳機能障害、 は下段③の当該事例

その他は学校、障害者協会、福祉事務所(区役所)、社会福祉協議会などの事例

② テーマ別の課題

A 重症児への支援

困難を抱えている。

緊急性が高いにもかかわらず、支援者(キーパーソン)が不在であること が多い。

B 地域包括支援センターとの連携 障害者の重度化・高齢化等により、地域包括支援センターとの連携の必要 性が増してきている。

C 精神障害者への支援 ギャンブル依存など、なかなか改善が見られない事例が多く、支援方法に

③ 自立支援協議会において事例検討していただく特に困難な事例(資料5参照)

事例1 母が急死した重症児への支援と家族の意向の調整方法について

事例2 地域包括支援センターと連携した支援について

事例3 精神障害と知的障害がある方の自立にむけた金銭管理について

2 就労継続支援事業の更新申請の可否検討について

(1) 実施経緯

就労継続支援事業A型及びB型のサービスを受けている利用者が、支給決定の更新を受ける際には、地域自立支援協議会や障害者雇用支援合同会議等において、それまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討し、更新の要否を判断することとされています。(平成19年3月23日付け障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「介護給付費等の支給決定について」第八の2の(3))

静岡市におきましては、静岡市障害者自立支援協議会の実質的な下部機関であります「静岡市障害者相談支援連絡調整会議」におけるケース検討の場を活用いたしまして、更新の要否の検討を実施しております。

(2) 実施実績

① 実施の流れ

| <市(福祉事務所)>更新対象者へお知らせ・意見書等を送付

< 更 新 対 象 者 >事業者へ対して、意見書等の作成を依頼

< 事 業 者 >意見書、計画書の写しの作成

< 更 新 対 象 者 >更新申請書に意見書及び計画書の写しを添えて、市へ申請

<市(福祉事務所)>申請者へ聞き取り調査(勘案事項調査)を実施

<市(福祉事務所)>申請書、意見書及び計画書の写し並びに聞き取り調査の内容をもとに、市の意見をまとめ、意見書に記載「意見書及び計画書の写し」の写しを連絡調整会議へ送付個人情報及び事業者を特定できる情報は抹消した形で送付する

| < 連 絡 調 整 会 議 >意見書及び計画書の写しをもとに、更新の必要性を検討

<市(福祉事務所)>検討結果をもとに、最終的な更新の支給決定を行う

< 支 給 決 定 者 >サービスの継続利用

② 事務要領の制定

検討において使用する意見書の様式及びその提出方法などについて定めた事務要領を定め、平成19年9月1日付けで各福祉事務所等へ通知し、平成19年9月より事務を実施しております。(平成20年2月1日付けで全部改正)

19 静保福障福第 3031 号 平成 2 0 年 2 月 1 日

各福祉事務所障害者支援課長 様 清水福祉事務所蒲原出張所長 様 保健所精神保健福祉課長 様

> 障害者福祉課長 (自立支援担当・地域生活支援担当)

自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなどに係る更新手続きの取扱いについて(依頼)

このことについて、介護給付費等の支給決定について(平成19年3月23日付け障発 第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「国通知」とい う。) の第八の2に規定する自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サー ビスなどに係る更新手続きについて、その取扱いを下記により実施されますよう依頼しま す。

なお、本依頼の通知に伴い、平成19年9月1日付け19静保福障福第1657号本職依頼「自立訓練事業及び就労継続支援事業に係る更新手続きの取扱いについて」の取扱いは、廃止することとします。

記

1 実施機関について

国通知の第八の2の(1)及び(2)の規定により意見を聴く市町村審査会は、静岡市障害程度区分認定等審査会(以下、「審査会」という。)とし、(3)の規定により意見の検討を行う会議は、静岡市障害者相談支援連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」という。)とします。

2 更新手続きに係る意見書の作成について

(1) 意見書の送付

福祉事務所障害者支援課及び保健所精神保健福祉課(以下、「主管課」という。) は、自立訓練及び就労移行支援においては標準利用期間満了後の利用に係る申請について並びに就労継続支援においては支給決定期間満了後の利用に係る申請についての更新申請のお知らせを対象者に行う際には、更新申請に係る書類に加えて、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業・宿泊型自立訓練事業の支給期間更新に係る意見書(様式第1号)、就労移行支援事業の支給更新に係る意見書(様式第2号)又は就労継続支援(A型・B型)事業の支給更新に係る意見書(様式第3号。以下、様式第1号から様式第3号までをまとめて「意見書」という。)を対象者に送付することとします。

(2) 意見書の作成

対象者は、当該障害福祉サービスの提供を受けている事業者(以下、「事業者」という。)に対して意見書の作成を依頼することとします。また、対象者は事業者に対して、今までの利用計画及び実績等について記された自立訓練(機能訓練・生活訓練)・宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(A型・B型)計画等の書類(以下、「計画書」という。)の写しを意見書に添付するように依頼することとします。

(3) 更新申請

対象者は、更新申請書に意見書及び計画書の写し(以下、「意見書等」という。) を添えて、更新の申請を行うこととします。

3 意見書等の送付について

(1) 更新に係る市の見解等の記載

主管課は、申請を受けた更新案件について、更新申請書及び意見書等の記載内容 並びに更新に係る本人への聞き取り調査(勘案事項調査)の結果を踏まえ、意見書 の所定欄に更新に係る市の見解等を記載することとします。

(2) 意見書等の送付

主管課は、(1)により作成した意見書及び計画書の写しについて、(3)で定める処理を行った写しを作成し、当月において審査を行う案件を取りまとめた上で、障害者福祉課(以下、「総括課」という。)が別に定める期日までに、総括課へ

自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業・宿泊型自立訓練事業 就 労 移 行 支 援 事 業の支給期間更新に係る 就 労 継 続 支 援 (A 型 ・ B 型) 事 業 意見書等送付書(様式第4号)を添えて送付することとします。

(3) 個人情報の抹消

主管課は、総括課へ送付する意見書等の写しについては、障害程度区分認定等審査の例に準じて、記載されている個人情報等(事業者を特定できる情報を含む。)を 抹消することとします。

- 4 実施機関への依頼について
 - (1)管理台帳

総括課は、各主管課から送付を受けた意見書等について取りまとめた上で、案件自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業・宿泊型自立訓練事業ごとに管理番号を付与し、就 労 移 行 支 援 事 業 就 労 継 続 支 援 (A 型 ・ B 型) 事 業の支給期間更新に係る意見書等管理番号台帳(様式第5号)により管理することとします。

(2) 実施機関への依頼

総括課は、各主管課から意見書等の送付を受けた日の属する月の審査会又は連絡 自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業 調整会議において意見の検討を行うように、就 労 移 行 支 就 労 継 続 支 援 (A 型 ・

· 宿泊型自立訓練事業

援 事 業の支給期間更新に係る意見の検討依頼書 (様式第6号) によ B 型) 事 業り実施機関の代表者へ依頼することとします。

5 審査会又は連絡調整会議への担当者の出席について

各主管課は、実施機関からの求めに応じて、審査会又は連絡調整会議へ説明者を出席させることとします。

なお、連絡調整会議における説明者は、別途主管課へ出席を依頼する連絡調整会議構成員と兼ねることができることとします。

- 6 意見の検討結果について
 - (1) 検討結果の通知

総括課は、審査会又は連絡調整会議における更新の要否についての意見の検討結 自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業・宿泊 果について、実施機関の代表者から、就 労 移 行 支 援 就 労 継 続 支 援 (A 型 ・ B 型

型自立訓練事業

事 業の支給期間更新に係る意見の検討結果通知書(様式第7号)により) 事 業 通知を受けることとします。

(2) 検討結果の送付

自立訓練(機能訓 総括課は、(1)により通知を受けた後、その内容を速やかに 就 労 移 就 労 継 続 支 援

練・生活訓練)事業・宿泊型自立訓練事業

行 支 援 事 業の支給期間更新に係る意見の検討結果送 (A 型 ・ B 型) 事 業 付書 (様式第8号) により主管課へ送付することとします。

(3) 更新の支給決定

主管課は、送付を受けた検討結果を踏まえた上で、最終的な更新の要否を判断し、 その結果を支給決定通知書及び受給者証により対象者へ通知することとします。

					申告日申告者			<u>.</u>	月	B
当該施設におい		□ A型	□ F	3型						
申請者氏名等			□男□女	□明治 □大正	年	月	日生		歳	□利用者 □保護者
利用者(児童)氏名等			□男□女	□明治 □大正	年	月	日生		歳	
直近 5 ヶ月の - 利用状況 -	利用日数支給決定量	平成 年	月	月		月		月		月
就労継続支援計画に基づく訓練の進捗状況										
## a V # W										
と今後の見込										
と今後の見込み ** 就労継続支援		!) 計画等	を添付	すること。						
と今後の見込み				すること。 障害程度区	分認定	□有(□無	□区分	()), []非該当)
と今後の見込 み ※就労継続支援 (以下、市記載	欄) □身体 □	知的 口料	清神		動サー	□無□生活介		労移行		□非該当) □の就労継続)
み ※就労継続支援 (以下、市記載 申請区分 同一サービスでの	欄) □身体 □ □有(事業 ² □無	知的 口料	清神	障害程度区) 他の日中活	動サー	□無□生活介	`護 □就	労移行		の就労継続

③ 検討実績

平成19年10月更新分(平成19年9月審査分)より、連絡調整会議において 検討を行ってまいりました。その実施状況は、以下のとおりです。

<平成19年度分> ※第9回実施分までは、前回の協議会にて報告済み

回次	実施日	検討	更新が適当と	備考
	(連絡調整会議開催日)	件数	判断した件数	
//		11 30	13PI O'CIT SA	実施方針について説明
第1回	平成 19 年 6 月 26 日			
第2回	平成 19 年 7月 24 日			
第3回	平成 19 年 8 月 28 日			
第4回	平成 19 年 9 月 25 日	1 3	1 3	1件については意見付き(事業所へ通うことが困難であるため、利用率が低いことから、送迎の方策を調整するように意見が付された。)
第5回	平成 19 年 10 月 23 日	1 0	1 0	
第6回	平成 19 年 11 月 27 日	1 5	1 5	(今までの訓練状況が特に優れている案件について、更新後は現状に留まることなく、一般就労へ向けて挑戦するように意見が出た。)
第7回	平成 19 年 12 月 25 日	13	13	1件については意見付き(サービスを円滑に利用できるように、本人の意向を踏まえながら関係機関が連携して支援していくことを考慮されたい。)
第8回	平成 20 年 1月 22 日	1 1	1 1	
第9回	平成 20 年 2 月 26 日	1 1	1 1	
第10回	平成 20 年 3 月 25 日	4 9	4 9	(件数が多いのは、年度末で更新を 迎える対象者が多かったため。)
	合 計	1 2 2	1 2 2	

<平成20年度分>

回次	実施日	検討	更新が適当と	備考
	(連絡調整会議開催日)	件数	判断した件数	
第11回	平成 20 年 4月 22 日	1 8	1 8	
第 12 回	平成 20 年 5 月 27 日	9	9	
第13回	平成 20 年 6月 24 日	8	8	
合語	什(6月分まで)	3 5	3 5	